

特定健康診査・特定保健指導について

立教学院健康保険組合

2008年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者医療確保法。以下「法律」と略）により医療保険者（健康保険組合。以下「本組合」と略）に特定健康診査（以下「特定検診」と略。40歳～74歳の被保険者・被扶養者）と特定保健指導（特定健診の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導）が義務づけられました。なお、年齢が40～74歳とあるが、年度末で40歳になる者を含みます。

特定健診

法律の施行に合わせ、従来の事業主による勤務員への健康診断（労働安全衛生法による。以下「安衛法」という）の検査項目が見直され、特定健診と位置づけられました。

健康保険組合は事業主に対し、「健康診断に関する写しの提供を求めることができる（法律27条3項）」とされています。これにより、本組合は被保険者（40～74歳）の特定健診検査データが事業主から提供されます。

被扶養者（40歳～74歳）に対しては、別途、特定健診を実施いたします。（10月頃）

また、本組合の疾病予防として行われている「短期人間ドック〔40歳以上の被保険者及び配偶者並びに親（いずれも被扶養者）〕検査」も特定健診の検査項目を満たす場合は、特定健診受診とみなし、本組合はその検査データを使用します。

その他、被扶養者の方がパート先等の健診あるいは、かかりつけ医療機関で実施された健診が、特定健診の検査項目を満たしているときは、その検査データを本組合へ提出いただくと、特定健診を受診したとみなされます。健康診断検査データをお持ちの場合は、本組合にご提出くださるようお願いいたします。

特定保健指導

特定保健指導は、特定健診の結果、対象者となった被保険者・被扶養者に対して行います。

勤務員（被保険者）につきましては事業主検診に基づく保健指導と特定保健指導を個別に行うのではなく、同時に両方の側面から行われるよう連携を取ってまいります。ただし、各校の健康診断実施時期の違いなどにより、特定保健指導と保健指導が、別途行われる場合がありますのでご了解ください。

被扶養者への特定保健指導は、専任保健師及び非専任保健師並びに特定保健指導委託業者（保健師等）が協力して行います。

特定健診・特定保健指導に係る個人情報について

立教学院健康保険組合個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）、立教学院健康保険組合情報保護管理規程を遵守いたします。

健康保険組合は、特定健診を立教学院診療所に、特定保健指導は特定保健指導委託業者等に委託します。（個人データの共同利用につきましては、「立教学院健康保険組合及び学校法人立教学院が共同で実施する健康診査事業について」を参照してください。）

人間ドック受診者の検査データのうち、特定健診項目以外のデータも、特定保健指導や保健指導に使用することがあります。また、健康保険組合で実施している「胃部・腹部検診」データも、特定保健指導や保健指導に際して使用することがあります。

使用することに同意できない場合は、健康保険組合までお申し出ください。

特定保健指導におけるレセプト情報(医療費、受診・治療情報等)の利用。

特定保健指導の該当者がすでに血圧降下剤等を服薬中の場合は、特定保健指導の対象となりません。しかし、治療中の者については適切な治療を継続しているかを確認し、もし中断をしているなら、治療を継続するような保健指導は必要です。そのため、**レセプト情報**の特に**生活習慣病関連医療費・疾患名を確認すること**になります。

レセプト分析において、最も重要なものが、**レセプト分析対象病名**です。生活習慣病の医療費と患者数の集計、医療費の増加率の大きい疾患の抽出、性・年齢別等属性ごとの分析、本組合と全国又は都道府県データとの比較、問題点の把握、優先的な保健指導の対象とする疾患の設定等に利用します。

また、健康診断及び**レセプトなどのデータを活用**して、集団全体の分析に利用します。

立教学院健康保険組合及び学校法人立教学院が共同で実施する

健康診査事業について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。立教学院健康保険組合（以下、「本組合」と略）では、健康診査事業について、立教学院診療所（以下、「診療所」と略）と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 診療所との健康診査事業の共同実施について

本組合では、被保険者・被扶養者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主診療所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 問診票（既往歴および業務歴の調査、喫煙歴及び服薬歴、その他生活様式に関する質問項目）
- 内科診察（問診と聴打診、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
 - ・身長、体重、肥満度、BMI、腹囲
- 視力・聴力検査（会話法あるいはオーディオメーター）
- 胸部X線
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査（安静時あるいは負荷）
- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン

- 胃透視または胃内視鏡検査
 - 便潜血反応検査
 - 直腸・肛門触診、前立腺（触診、男性のみ）
 - 大腸内視鏡検査（精密検査時）
 - 腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）
 - 肝機能検査**
 - ・ GOT、GPT、 γ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
 - 膵臓検査（アミラーゼ）
 - 肝炎ウイルス検査
 - HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）
 - 血中脂質・尿酸検査
 - ・ 血清総コレステロール、**血清トリグリセライド（中性脂肪）**、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸
 - 血糖検査（糖代謝）
 - ・ **空腹時血糖、尿糖**、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）、**HbA1c**
 - 血液検査（**貧血検査**）
 - ・ 白血球、**赤血球、血色素量**、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
 - 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
 - 乳がん検査（視触診、マンモグラフィ、超音波、女性のみ）
 - 眼圧検査
 - 腫瘍マーカー検査
 - 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※ゴチック部分は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）（平成20年4月1日改定施行）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 診療所（保健室） 医師・産業医及び保健師並びに非専任保健師
- ・ 養護教諭 小学校、池袋中・高等学校、新座中・高等学校産業医及び養護教諭
- ・ 本組合 事務局担当職員及び非専任職員
- ・ 特定保健指導委託業者 派遣保健師及び派遣職員

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 本組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、診療所及び特定保健指導委託業

者とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、当組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師及び特定保健指導委託業者による健康相談、保健指導を実施します。また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に抽出し、特定保健指導を行います。

5. 健診データの管理責任者名称について

健診データの管理責任者は、本組合の常務理事です。

以上